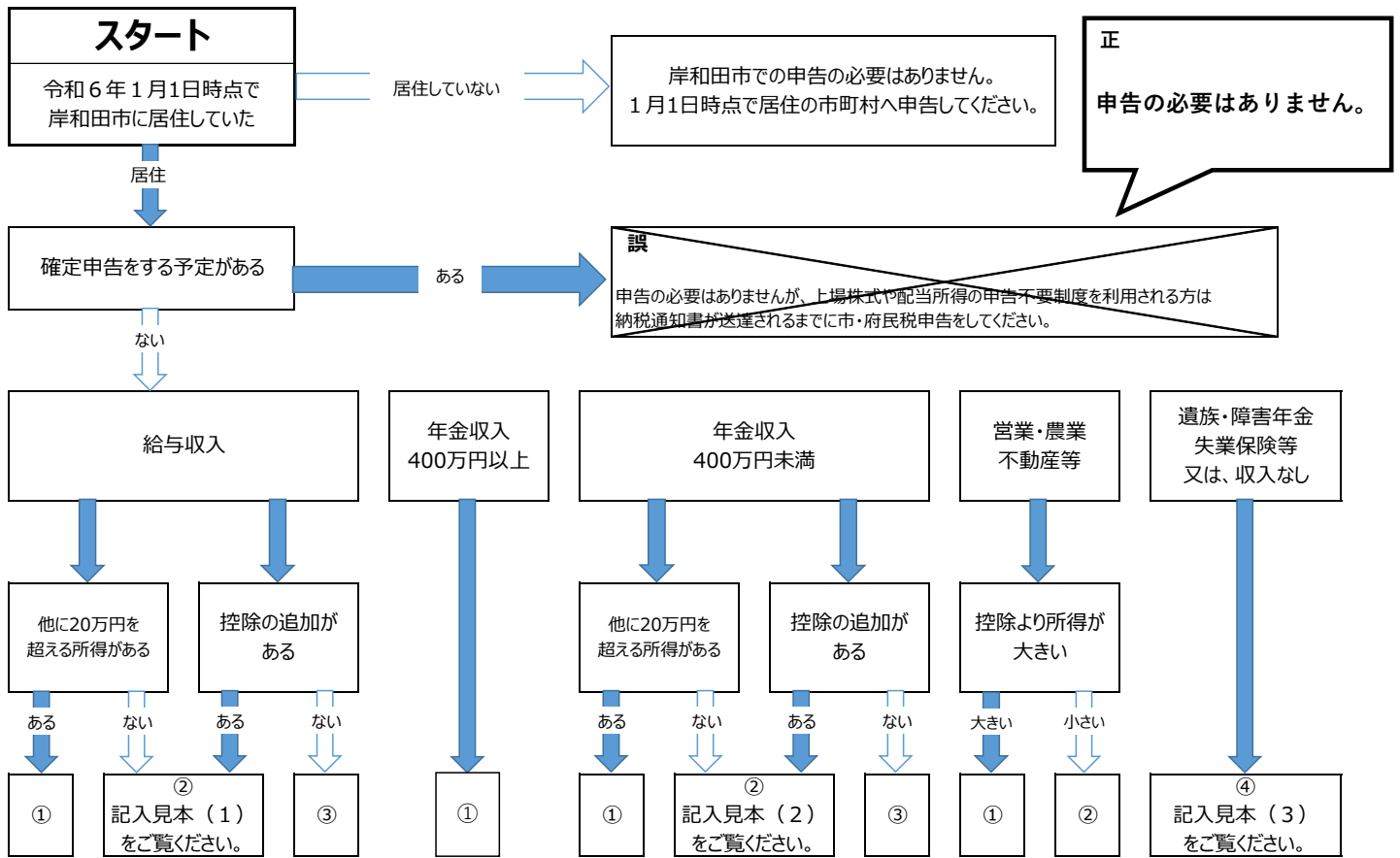


# 《市・府民税の申告が必要か確かめてみましょう》

はい → いいえ →



## 【フローチャートの判定結果】

※一般的な例となるため、該当しない場合もあります。ご不明な点は市民税課までお問い合わせください。

①	確定申告が必要です	確定申告についてのお問い合わせは、岸和田税務署へ（072-438-1341）
②	市・府民税申告が必要です	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合や住宅ローン控除の申告をされる場合には、確定申告が必要です。
③	申告は不要です	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合や住宅ローン控除の申告をされる場合には、確定申告が必要です。 ※勤務先から市民税課へ給与支払報告書の提出がない場合は、市・府民税申告が必要です。
④	申告が必要な場合があります	課税（所得）証明書発行や、国民健康保険料・保育料等の算定で申告が必要な場合があります。

## 《お問い合わせ先》

■ 岸和田市役所市民税課賦課担当 072-423-9417・9418・9419（直通）

■ 市民税課ホームページ  
住民税（市・府民税）の申告について

